記者発表資料

平成２４年１０月２９日
福島県いわき中央警察署
国土交通省東北地方整備局
磐城国道事務所

一般国道４９号（いわき市三和町中寺地内）で過積載車輌・特殊車輌への指導取締りを実施しました

現在、いわき市から仙台方面に行く場合、原発事故による警戒区域のため国道６号が通行できず、国道４９号を迂回して通行する車輌が増えています。
それに伴い、迂回路における過積載車輌による事故も発生しており、今回、いわき中央警察署で過積載車輌の指導取締り、磐城国道事務所で特殊車輌通行制度に違反している車輌への指導取締りを実施しました。

１.日　　時　　平成２４年１０月２６日（金）　１４時００分～１６時００分
２.場　　所　　国道４９号　いわき市三和町中寺地内（中寺パーキング）
３.参加機関　　いわき中央警察署、磐城国道事務所

【実施状況】





・重量、寸法の測定、及び特殊車両通行許可証の内容を確認

○過積載取締台数　１５台（特殊車輌含む）
検挙数は０台でしたが、適切な運行をするよう指導を行いました。

○特殊車輌取締台数　２台
特殊車輌通行許可の条件違反車輌　２台
指導警告書により、違反をしないよう指導を行いました。

＜問い合わせ先＞

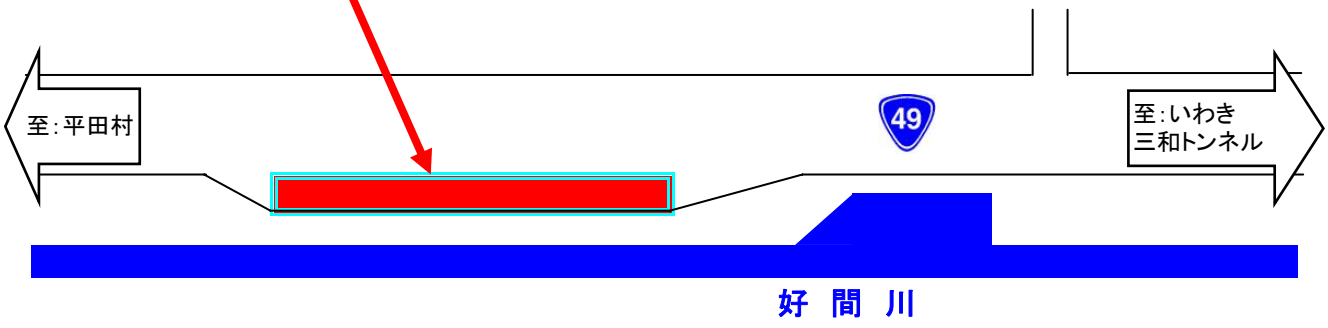
福島県　いわき中央警察署
ＴＥＬ　０２４６－２６－２１２１（代表）
交通第一課長　古川　伸一

国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
ＴＥＬ　０２４６－２３－２２１１（代表）
副所長　藤崎　哲也（内線２０５）
管理課長　橋本幸雄（内線４３１）

特殊車両指導取締　実施案内図







・指導取締を取材される方は、中寺パーキングに直接お越し下さい。

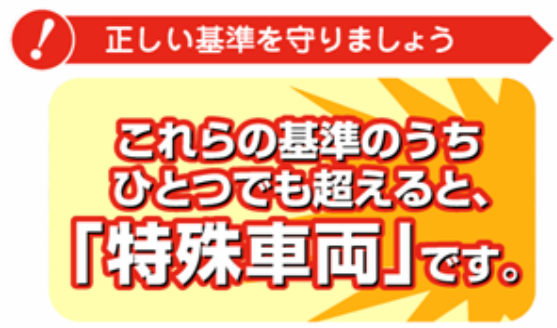
道路法に定められている車両制限

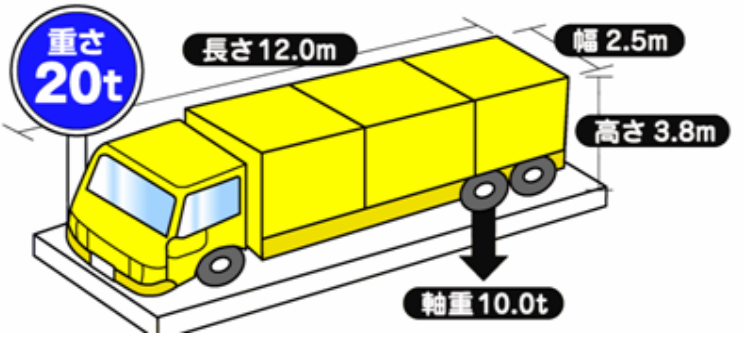
道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。

この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

車両の諸元		一般的制限値（最高限度）
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）
重さ	総 重 量	20.0トン（重さ指定道路は25.0トン）
	軸 重	10.0トン
	隣 接 軸 重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満　18.0トン （ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19.0トン） ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上　20.0トン
	輪 荷 重	5.0トン
最 小 回 転 半 径		12.0メートル





違反大型車が道路構造物に与える影響



違反大型車が道路交通に与える影響

・セミトレーラが対向車線にはみ出し、普通乗用車と接触し横転
・当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行





・セミトレーラが交差点を右折した際、積荷のワイヤーロープが切れ、積荷が落下
・当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行



